

平成20年第3回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成20年7月8日（火）午前9時開議

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第49号 控訴の提起について

日程第5 議案第50号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 清水 治 | 2番 | 土屋 隆 義 |
| 3番 | 熊谷 祐子 | 4番 | 西岡 一成 |
| 5番 | 庄田 昭人 | 6番 | 森 治久 |
| 7番 | 棚橋 敏明 | 8番 | 広瀬 武雄 |
| 9番 | 山田 隆義 | 10番 | 広瀬 捨男 |
| 11番 | 松野 藤四郎 | 12番 | 土田 裕 |
| 13番 | 小寺 徹 | 14番 | 若井 千尋 |
| 15番 | 小川 勝範 | 16番 | 堀 武 |
| 17番 | 星川 睦枝 | 18番 | 藤橋 礼治 |
| 19番 | 若園 五朗 | 20番 | 広瀬 時男 |

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|-------|--------------|-------|
| 市長 | 堀 孝正 | 副市長 | 豊田 正利 |
| 教育長 | 横山 博信 | 企画部長 | 奥田 尚道 |
| 総務部長 | 新田 年一 | 市民部長 | 松井 勝一 |
| 福祉部長 | 石川 秀夫 | 巢南庁舎 管理部長 | 福野 正 |
| 都市整備部長 | 松尾 治幸 | 環境水道部長 | 河合 信 |

会計管理者 広瀬 幸四郎

教育次長 林 鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 鷺見 秀意

書記 清水 千尋

書記 棚瀬 敦夫

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第3回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号9番 山田隆義君と10番 広瀬捨男君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4件報告します。報告の内容については鷺見事務局長より報告をさせます。

議会事務局長（鷺見秀意君） 議長にかわりまして4件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成20年5月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は6月25日に生涯学習課を対象に実施され、財務に関する事務はおおむね適正に執行されているとの報告でした。

3件目は岐阜県市議会議長会の報告です。7月2日に第260回岐阜県市議会議長会が土岐市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。会議では、会務報告の後、平成19年度

決算の認定を求める議案など6議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。また、この後、土岐市長による講演会が行われました。

4件目は、中濃十市議会議長会の報告です。7月4日に中濃十市議長会が山県市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。会議は、平成19年度の会務報告の後、平成19年度決算、役員を選任など5議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。なお、会長には羽島市、副会長には可児市、監事には山県市の各議長が選任されました。また、秋には中濃十市の全議員を対象とした研修会が羽島市で開催される予定であります。開催日時等が決定しましたらお知らせしますので、御参加いただきますようお願いいたします。

そして来年度の議長会の開催市は、瑞穂市と決定されました。

以上、報告した4件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第49号及び日程第5 議案第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第49号控訴の提起についてと、日程第5、議案第50号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 改めまして、おはようございます。

本日、平成20年第3回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員の皆様にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、今回、議案として提出させていただきました案件は、控訴の提起に関する案件1件と補正予算1件の計2件であります。

それでは、その提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第49号控訴の提起についてであります。事件名 平成17年（ワ）第444号土地明渡等請求事件に係る第1審判決が平成20年6月27日に言い渡され、その一部が敗訴となりました。この判決に対し、当該土地周辺の通行者や地域住民に与える影響も大きく、公共の福祉の観点からやむなく控訴を提起するものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第50号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,791万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億9,314万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、控訴の提起に関連した委託料の増額補正並びに、行財政運営上、緊急に対応すべき事業の増額補正を行うものであります。

歳出の方から説明をさせていただきますと、総務管理費として、前号議案に係る訴訟の控訴手続費用41万8,000円を、徴税費では、高額の税込還付金が発生したため、不足が見込まれる分として1,500万円を計上しました。

民生費は、放課後児童クラブとして活用を予定しておりますJA跡地取得に伴い、一部既存施設の活用に伴う詳細調査が必要であることから152万円増額するものであります。

衛生費は、昨年度のふれあいフェスタ2007において実施した健康展で一部採血器具の使用方法について適切でなかったことによるものでございます。この件に関しましては、既に新聞紙上で報道されて御承知のことと存じますが、市としましては、よかれと思って実施した事業が思わぬ結果を招くことになり、まことに遺憾であり、参加をいただきました市民の皆様には大変御迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げたいと思います。今回その対応策として、全員に肝炎ウイルスの血液検査を実施するための経費97万7,000円を増額するものでございます。

土木費では、歳出補正額はありますが、国の地方道路整備臨時交付金の内示に伴う財源の見直しを行うものでございます。

歳入では、国庫支出金の地方道路整備臨時交付金の減額内示により1,430万円を減額し、用地補償費など起債対象経費を追加し、市債の限度額を7,600万円増額するものです。現時点で補正いたします市債については、9月初旬に県に市債の同意申請をすることによるものでございます。

諸収入で計上しました2,668万1,000円は、平成19年度をもって本巢消防事務組合を脱退したことに伴う財産処分の精算に伴う返還金であり、これをもって同組合を脱退したことに伴う事務はすべて完了をいたしましたので、あわせて御報告をさせていただきます。

これら歳入の増に伴いまして、繰入金の財政調整基金繰入金7,046万6,000円を減額して調製をさせていただきます。

以上、よろしく御審議をいただき、適正な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をします。

休憩 午前9時24分

再開 午前10時58分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案第49号、議案第50号を、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第49号と議案第50号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第49号控訴の提起について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私はまず第1点質問をさせていただきます。

先ほどの市長の提案説明の中で控訴の理由を申されました。しかしながら、その中では本当の理由が示されていない。つまり、ここの文書を読みますと、本件に係る土地は、JR穂積駅前付近であり、被控訴人の請求に従えば、当該駅周辺の通行者や住民に与える影響が大きく、公共の福祉及び市民の安全で安心な生活の観点から控訴するものと書いております。しかしながら、控訴をする理由というのは、判決のどこの部分に異議があるのか、それはなぜなのか、なぜ控訴するのか、そのことを明確にさせていただかなければならないと思うんですね。ですから、まず1点お聞きをいたします。なぜ控訴するんですか。判決のどの部分にどういう異議があって控訴をするんですか。具体的に答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

今回の控訴の提起に関してでございますが、皆さん方に資料としてお渡ししております49-1の四角で囲ってございます、この観点の中において、私としましてはできれば短時間に、この判決を基準ベースとしまして話し合いができて、この和解ができないかというところで、実は原告とも面談をして話し合いをさせていただいたところでございます。ところが、原告の相手方も、何とか話し合いはしたい、前向きに取り組みたいと、こういうお気持ちでございますけれども、どうしても短時間の控訴期限であります14日以内にはできないと、実は判断をいたしました。そのようなところから、本人の御理解もいただきながら、その控訴をさせていただき、その中で時間をいただいて、しっかりと和解に向けて話し合いをしていこうと、こういうことでお別れして、今回の議決の手続をとらせていただいたところでございます。どの部分がどうかというところではなく、この御判決の敗訴の部分基準ベースとしまして、しっかりと話し合って、現況の形で利用ができるようなふうには和解をしてみたいと、このように思っておるところでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） では自席でお願いいたします。

今、市長の答弁をいただきました。市長の原告側と誠意を持って解決に向けて話し合う、その姿勢については十分理解をいたしております。だがしかし、我々はやっぱり住民の代表であります。住民に対して明確に説明ができなければいけないんですね。ですから、控訴をするに当たっては、判決のどの部分に異議があって、これこれしかじかの理由でやるんですよという説明が議場でないということは、つまり住民に対してないということになるわけでありまして。ですから、私はなぜ控訴するんですかと。なぜ、じゃあこの部分が 傍聴者の方はわからない方があるかもわかりませんが、旧駅前の本通りの部分、三乃一から40メートルぐらいの部分なんですけれども、約2メートルぐらい三乃一側に奥まっております。その該当の土地なんですけれども、この土地の部分が争いになっておるわけです。じゃあなぜこれが井上さんの言う主張のとおり認められたのか、逆に市からすればなぜ負けたのか、この点はやっぱりはっきりしておかなければいけないんじゃないでしょうか。そして、先ほどの説明会の中でも、控訴をして原告側と話をする、井上さんと話をするんだというふうな話もありましたけれども、実際問題、じゃあ控訴をしておいてどういう話し合いをするんですか。その方針にもかかります。だから、なぜ負けたかということの根拠を明確にすることと、じゃあ控訴をして、どういう主張をするのか、裁判の中で。さらには、片一方で本人たちとも話し合いをして和解できるものはしたいというのであれば、どういう話し合いをするのか。それは相手側が提起をされたものを踏まえて初めて考える問題なのか、あるいは市の方があらかじめ検討して一定の基準というものを示していくのか。そういうことが、今、控訴をするという段階で明確に立場をはっきりしておかなければならないんじゃないでしょうか、いかがですか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 敗訴の原因は何かというところがございます。これは、はっきり申しまして、平成14年にその境界の確定がその当時の穂積町と井上さんの間になされております。そのなされた時点で、本来でありますれば何らかの解決策、話し合いが持たれておればよかったわけではありますが、確定だけしてそのままにしてあった、そういうところから今回のこういった訴訟になったのではないかと推察をするわけがございます。その中におきまして、出た結果が敗訴となったわけございまして、できれば、何回も申し上げておりますが、話し合いがすぐできればいいわけでございますが、判決としまして、それを履行しようとするすと、14日間以内に控訴をしないと、その間に話し合いがまとまらなかったら、やはり完全に井上さんのものになりますから、そこにくいを打たれて、ひもを張られても、これはやむを得ないこととございます。そんなことになると、この提案の中にもあります市民生活にも市民の皆さんにも大きな迷惑をかけることになります。ですから、その時間をいただくためにも、今回控訴を

させていただいて、時間をいただいて、その中でしっかりと話し合いをしてまいりたい。やはりこちらに足りない部分があれば、そういった足りない部分をきちっと提示をしながら、しっかりと話をしてまいりたい、このように思って、今回の控訴の提起となったわけでございます。その点、何とか御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 繰り返し申し上げますけれども、市長の誠意を持った対応ということは理解をした上で、先ほど申し上げました住民に対する説明責任という観点から質問をさせていただいておりますので、十分理解をしていただきたいと思います。

今、時間をいただくと言われましたけれども、平成17年に原告が訴訟を提起いたしまして、本年は20年です。3年ございました。しからは、その3年の間に原告との間で具体的な解決に向けて裁判と並行しながら、どういう話し合いをされてきたのか。これは、堀市長が今年の6月ですから、本人自身は関知していなかったことかとも思いますけれども、執行部のそういう責任があると思うんですね。その点はどういう話し合いをされてきたんですか。控訴して初めて井上さんと話し合う、そういう構えですか。だとすれば、そういう構え自身が問題だということをお願いしたいんですね。じゃあ、3年間の中で執行部はどれだけ話をしてきましたか、言ってください。

議長（小川勝範君） 副市長 豊田正利君。

副市長（豊田正利君） 裁判の件でございますけれども、裁判の途中で裁判官から和解をしてはどうかという提案もございました。この件については、私の記憶でございますが、2回ほどあったかに記憶しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 裁判長から裁判の過程で2回ほどあったというお話ですけど、私が聞きたいのはそういうことじゃないですよ。裁判長が言おうと言わなかるうが、市として、原告との間で解決に向けて真摯にひざを交える構えがあったかどうか。あれば、裁判長が提起しなくても、自分たちで努力をすればいいわけなんです。その部分がこれから、例えば控訴と決まったとしても、重要な部分だと思うんですよ。その部分がなくて、思考停止的に控訴をして話し合いをすれば一定の方向が出るんじゃないかというようなことは、余りにも甘い情勢認識であるというふうに思わざるを得ないんですね。ですから、その中身について答弁できる人がいなければいいんですけども、要するに、じゃあ控訴をしてもそこで本当に勝てるかどうか、まずもって。だから、なぜ負けたかということを明らかに総括することなんですよ。そうでなきゃ出す意味がないでしょう。判決文を見てみますと、当該の土地について、被告に使用させ

る合意があったか、この点について裁判所の判断が出ております。結論的に言うと、本件全証拠を精査しても、明示の使用合意があったことを認めるに足りる証拠はないと言っているんです。これを覆さなきゃいけないんです。ということですから、証拠を出さなきゃいけない。証拠はありますか。ないのに控訴して、どういう展望があるんですか。それが1点。

それから、黙示の使用合意があったかどうかですね。これは、昭和59年11月5日、内容証明郵便にて、本件土地Cの返還を求めることも認められるから、本件において黙示の使用合意、使用許諾があったと解することもできないと、裁判所の判断ですね。解することができないと言っているんです。あと、本件覚書を根拠に原告は被告に対して本件土地Cを無償で道路または側溝として使用することを認めたというふうに被告は主張しているわけですがけれども、それに対して、本件覚書の内容自体からも、原告が被告に対して本土地Cを道路として使用することを積極的に認めたものとは解されないのみならず、本件覚書は原告が被告の当時の町長に対して側溝の移設を要求した結果、作成されたものであることも認められる。同じ覚書を根拠にして、その解釈が逆なんです。だからそれを覆さなきゃいけないんですね。ですから、ただ顧問弁護士がいるから委任して、それでやればよいという問題じゃないんですよ。行政当局が住民に対してどう向き合うか、その基本的な構えが問題なんです。そして具体的な解決に向けた段取りが大事なんです。今の状況だと、あるいは今までの状況だと、弁護士に頼めばいいと。弁護士に頼んで、私の情報公開裁判のときにも、被告側の瑞穂市の顧問弁護士は出廷しなかったじゃないですか。負けるとわかっている。私は勝ちましたよ。出廷していない、裁判所に。だけれども、50号議案にも関係しますけれども、訴訟費用は別ですよ。四十何万何がしの予算を計上しておるんですよ。ですから、やはり顧問弁護士に任せればそれでいいということではなくて、住民に対して向かうのは行政当局なんです。その当局の構えが住民から見ると、本当に解決に向けて真摯に対応してもらっている、今までとは違う。今までは一たん町の土地になっただけでも、その土地が民間に払い下げられてしまう。町は不動産屋か。自分の土地をもし市に売っても、それがまた民間に払い下げたりするのではなからうか、こういう行政に対する不信感が全くかちんかちんに固まってしまっているんです。だからそれをどういうふうに解きほぐしていくか、その過程の構えなんですね、問われておるのは。だからそれが非常に機械的に、弁護士に言われたからそれをぼんぼんとやるんだということでは、将来の駅前開発というものの展望というものがなかなか、地権者の協力も難しくなって、まちづくり自体も非常に厳しい状況になると思うんですね。

先ほど申し上げましたけれども、そういうことで、権利の濫用の主張もしておりますけれども、権利の濫用についても、結論から言うと、権利の濫用として許されないとまで解することはできないというふうに判決文は書いております。ですから、言いましたけれども、これを十分執行部自身が精査をして、そして地権者の井上さんに誠意を持って、まず対応する。だから

私は、結論からいえば、控訴をせずにでも、実際、本当にそういう構えがあればですよ。本当にそういう構えがあっておれば、相手方にも心を開かせることができるから、控訴しなくても話し合いはできるという立場なんですね、これは立場の見解の違いだとしても。それをやりながら、市が勝訴をした部分でも改めて、取得事項の問題等もございますから、取得事項といっても、もともとは井上さんであったということの裏返しですからね。その事実をある意味では表明しているわけですから、そういう経緯をやはり十分尊重する、その他の部分でも。市が勝ったから勝ったからということではなくて、その経緯を十分踏まえてテーブルについていくということですね。ですから、質問をしても的確な答弁が残念ながら返ってこないような状況で控訴するわけです。そのことを十分執行部の方は腹に入れておいていただきたいというふうに思います。

そういうことですから、答弁はいいです。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私は、本議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

今、質問の中でも明らかになりましたけれども、控訴をするためには控訴の理由というものが明確でなければいけない。ところが、本議案に提起されている控訴理由というものは結論の部分のみであって、理由ではないですね。解決の仕方につきましても、やはり行政に対する住民の抜きがたい不信感というものをどう解きほぐしていくか、こういう観点から方針というものは定義をされていかなければいけないわけでありまして。ところが判決文の、先ほど内容を皆さんもお読みになられたかと思いますが、それを覆す根拠というものが、我々議員に対しては、全協の場でも本会議場でも全く示されておりません。これが事実であります。そういう中で、ただ弁護士の指導によって控訴をして、そこでまた和解ということもあり得るんだからという一般論で語るようなことは、極めて荒っぽい、非常にわきの構えが甘いやり方であるというふうに思います。ですから、結論的に言えば、本当に控訴をするからには判決文の中で出された内容を覆すに足るものを用意して控訴をしていただきたい。それが無い以上、非常に繰り返しになりますけれども、ずさんなやり方。この土地管理がずさんであったのと同じような状況になってしまうという立場で私は反対をしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 13番、日本共産党の小寺徹です。議案第49号控訴の提起についての提案について賛成の立場で討論をいたします。

この問題は、前松野市長の時代から長く続いた係争の案件でございます。この間、原告の井上善二郎さんと行政側とがしっかりと和解の話し合いもできず、お互いに不信感が強くなって解決が延び延びになり、この判決に至った経緯だと私は考えております。本来ならば、こういう問題は話し合いで和解で解決する、そういうことでいくべきだと考えております。

今回この件で判決が出ました。この敗訴部分をどうするかということで、執行部から控訴の手続をとるという提案が現在されております。市長の答弁にございましたように、控訴するのは、この控訴期間中に和解で解決する、そういう時間が欲しいということで控訴するという提起でございます。市長もかわりトップもかわった、そういう中で井上善二郎さんとの信頼関係が回復できる見通しが、この判決以降、話し合ってきたと、そういう答弁が市長からございました。そういう点で、ここの信頼関係を回復するために、今後、市長が一層努力をされて、和解していくような方向をぜひ努めていただき、その一つ的手段としてこの控訴を行うということについて私は賛成をいたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案の反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

議案第49号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第49号は可決されました。

これより、議案第50号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私は、本50号議案に対して反対の立場で討論を行いたいと思います。

歳出で業務委託料、訴訟委託料41万8,000円が計上されております。これは49号議案に関連をいたしますけれども、控訴をする弁護士の弁護士料でございます。私は先ほども申し上げましたように、控訴をして、そこで話し合いをするという大前提として、本当に負けた理由がどこにあるか、本当に相手方の立場を踏まえて解決するためにはどうしたらいいかということを考えるためには、判決の中身をどこまで理解をされているんですか。そのことを抜きに、ただ控訴をして話し合いをすれば、それで問題が解決つくというような安易な話ではなかるうというふうに思っております。ですから、この41万8,000円の計上につきましては反対をしていきたいと思っております。

簡単ですけれども、以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 新生クラブの若園五朗です。自席番号19番です。

先ほど、議案第50号の中の歳出の予算の反対討論がございました。その中で、総務費の総務管理費、政策推進費の中の委託料でございますが、41万8,000円の訴訟委託料の支出については賛成でございます。

先ほども小寺議員からの報告もあったとおり、瑞穂市の顧問弁護士は広瀬議員で、この内容につきましては先ほど全協の方で御説明があったとおり、昭和20年以来のずっと係争中の問題であり、その間いろいろと松野市長の段階でも裁判長の話の中で和解という交渉をされたんですけれども、それもこういうような状態になってきておるといふ経緯でございます。そうした中で堀市長も、その係争する手続の7月10日までの間に3時間ほど調整をとられましたけれども、まあいろいろあるうが、とりあえず提訴手続をとって、今後ともその間においてもいろいろと調整するという説明もございました。今言っている個々の財産の主張もございましょうが、土地の財産につきましては公共福祉の前提が法的な解釈でございますので、今回、その提訴理由も、十分提示期をとって、顧問弁護士と市長との今後の調整を図りながら、裁判所の判決を受けながら和解手続にすれば、それ以外の駅周辺等の土地については今後出てくると思います。それは堀市長の手腕にかかっているとおりでございますので、今回の予算の歳出については賛成とさせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

議案第50号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第50号は可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） 会議を閉じます。

平成20年第3回瑞穂市議会臨時会を閉会します。大変御苦労さんでした。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年7月8日

瑞穂市議会 議長 小川 勝 範

議 員 山 田 隆 義

議 員 広 瀬 捨 男